

公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-146
(2) 件 名	上水田・山田地区農業集落排水処理施設電気・機械器具管理業務
(3) 履行場所	真庭市山田地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	上水田・山田地区処理施設 電気・機械器具管理 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

農業集落排水処理施設電気・機械器具管理業務仕様書（上水田・山田地区）

（適用範囲）

第1条 上水田・山田地区農業集落排水処理施設電気・機械器具管理業務（以下「本業務」という。）は、労働安全衛生法、浄化槽法、電気事業法、電気工事士法、建設業法、内線規定、その他法令及びこの仕様書に基づいて行なわれなければならない。

（業務内容）

第2条 施設を有効に維持するために必要な予防保全の立案並び実施（定期点検の計画並び実施、部品の在庫、消耗品の管理）保全履歴の管理（修理報告書の管理）、故障時の緊急対応を行なわなければならない。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（一般事項）

- 第4条
- （1）本業務の実施に当たっては、委託者側と緊密な連絡を取りながら行なわなければならない。
 - （2）本業務の主任技術者は十分な経験を有した者で、電気事業法、電気工事士法又は建設業法で定める資格（電気、又は機械器具設置に係るもの）のうち、いずれかを有した者を選任し、委託者に書面で通知しなければならない。
 - （3）資格、検定、認定、特別教育等（以下「資格等」という。）が必要な作業を行う際は、該当資格等を有した者でなければならない。
 - （4）受託者は、過去3年間に公共下水道または農業集落排水施設の電気・機械器具管理業務の受注実績があること。

（設備管理基本条件）

- 第5条
- （1）受託者は、本業務完了時に、詳細な翌年の設備管理計画を提出しなければならない。
 - （2）受託者は、別途様式による個別のメンテナンス報告書と管理月報、管理年報を作成し、委託者に提出するとともに、自らも、3年間保存しなければならない。
 - （3）受託者は、機器が故障又は異常を起こす恐れが高いと認めたときは、2日以内に委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 受託者は、故障又は異常を認めたときは、適切な応急処置を行なうとともに、応急処置開始前に委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(5) 受託者は、緊急の通報を受けた時は、適切な応急処置を行なうとともに、緊急通報後30分以内に委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(設備管理項目)

第6条 処理施設の機能を維持するため、電気機械設備管理項目(別紙)により行うものとする。なお、詳細な管理項目については管理作業前に監督員と協議をするものとする。

(機器の校正、修理、消耗品の交換)

第7条 (1) 機器の機能を正常に維持するための、定期交換部品の取替、校正、消耗品、薬品の交換及び廃液の処理をメンテナンス予定表に基づき行い、それに伴う部品費用等は受託者の負担とする。

(2) オイル交換は年1回を標準とする。ただし、必要に応じて交換が行えるよう受託者の負担で予備品を用意しておくこと。

(3) 仕様書、電気機械設備管理項目に記載のない消耗部品、定期交換部品についても、機能維持上必要なものについては交換を行う。また、本業務で発生した廃棄物の処理も行う。それに伴う費用等は受託者の負担とする。

(4) 水質計測機器の表示値が異常な数値を示している場合、速やかに原因を調査するとともに、計測機器が復旧するまでの間、ポータブル水質測定器等により1日1回以上の水質測定を行うこと。これに要する費用は受託者の負担とする。

(5) 故障及び異常にともなう修理は、24時間速やかに対応するとともに、これに要した消耗品の交換費用、修繕料等は受託者の負担とする。

(設備管理)

第8条 設備機器の性能が十分に発揮できるよう、設備の稼動状況を的確に把握し、予防保全につとめなければならない。

(1) 設備管理の項目の標準は別紙のとおり。

(2) 故障及び異常の監視は24時間対応とする。

(3) 本業務に含まれない内容についても、異常等を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。

(4) COD、T-N、T-Pの測定値に正当な理由が無く3日以上連続で異常が見られた場合、異常値が発生した日から起算して10日以内に顛末書を提出すること。

(特記事項)

第9条 定期点検以外においても、委託者が必要と認める時には立ち会うものとする。
また、設備管理に関わる書類作成が必要な場合には、協力しなければならない。

(管理の不備)

第10条 本業務委託期間終了後、2ヶ月以内に受託者の管理不備等により発生した不具合については受託者の責任において復旧し、それに伴う費用は、受託者の負担とする。

(内容変更)

第11条 本仕様書内容等に疑義、変更が生じた場合には、両者協議するものとする。

別紙

(上水田・山田地区)

電 気 機 械 設 備 管 理 項 目

設備管理点検頻度は、添付のメンテナンス予定表に基づき行うものとする。
設備管理項目の標準は、下記による。

- 1) 自動荒目スクリーン (1台)
 - ・目視による点検
 - ・動作異常の有無
 - ・スクリーンベルト異常の有無
 - ・グリース注油
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 2) 破砕機 (1台)
 - ・目視による点検
 - ・動作異常の有無
 - ・冠水形跡の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 3) 自動微細目スクリーン(2台)
 - ・目視による点検
 - ・スクリーンベルト異常の有無
 - ・動作異常の有無
 - ・グリース注油
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 4) し渣脱水機 (1台)
 - ・目視による点検
 - ・動作異常の有無
 - ・し渣の状況確認
 - ・グリース注油
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 5) 流量調整ポンプ (2台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・浸水の形跡の有無
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認

- 6) 水中攪拌装置 (1 台)
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ 浸水の形跡の有無
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 7) ばっ気攪拌装置 (1 室、2 室各 1 台)
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
 - ・ 引き上げて状況確認 (異常が見られた場合のみ)
- 8) 汚泥引抜ポンプ (常用 2 台、予備 1 台) 予備は除く
 - ・ グリース注油
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ ベルトの異常の有無、張り具合の調整
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 9) 散水ポンプ (1 台)
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ 浸水の形跡の有無
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 10) 放流ポンプ (2 台)
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ 浸水の形跡の有無
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 11) 汚泥搔寄機 (1 台)
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ グリース注油
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 12) スカム・脱離液ポンプ (2 台)
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ 浸水の形跡の有無
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認

- 13) 床排水ポンプ（1台）
 - ・ グリース注油
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ ベルトの異常の有無、張り具合の調整
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 14) 沈砂排出ポンプ用電動弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 15) 濃縮汚泥引抜きポンプ用電動弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 16) 返送汚泥電動弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 17) 余剰汚泥電動弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 18) 脱離液排出弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認
- 19) 紫外線消毒装置入口空気作動弁（1台）
 - ・ 目視による点検
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ コンプレッサーの動作確認
- 20) ばっ気沈砂槽ブロワ（1台）
 - ・ オイル交換、異常の有無
 - ・ ベルト異常の有無、張り具合の調整
 - ・ 動作異常の有無
 - ・ 電流値の確認
 - ・ 絶縁抵抗の確認

- 21) 後ばっ気槽ブロワ (1 台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・ベルト異常の有無、張り具合の調整
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 22) 汚泥濃縮槽用ブロワ (1 台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・ベルト異常の有無、張り具合の調整
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 23) 汚泥貯留槽用ブロワ (1 台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・ベルト異常の有無、張り具合の調整
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 24) 鉄溶液注入ポンプ (2 台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・液漏れの有無
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
- 25) 紫外線消毒装置 (1 台)
 - ・紫外線ランプの確認
 - ・浸水の形跡の有無
 - ・グリース注油
 - ・照度計の点検、清掃
 - ・消耗部品 (紫外線ランプ含む) の交換
- 26) サンプリングポンプ (1 台)
 - ・オイル交換、異常の有無
 - ・浸水の形跡の有無
 - ・動作異常の有無
 - ・電流値の確認
 - ・絶縁抵抗の確認
- 27) PH 計 (1 台)
 - ・校正を行い、指示値を確認
 - ・消耗部品の交換
- 28) DO 計 (1 台)
 - ・校正を行い、指示値を確認
 - ・消耗部品の交換

- 29) MLSS 計 (1 台)
- ・校正を行い、指示値を確認
 - ・消耗部品の交換
- 30) T-N・T-P・UV 計 (1 台)
- ・校正を行い、指示値を確認
 - ・試薬の交換及び廃液の処理
 - ・消耗部品の交換
- 31) 監視装置 (1 式)
- ・監視データの確認 (平日毎日)
 - ・端子結線部の確認
 - ・通報動作確認
 - ・マンホールポンプ場との通信確認。(異常が見られた場合は、現地確認)
 - ・システム動作確認
 - ・委託期間終了時、委託期間内の監視データをまとめて光ディスクにデータを書き込みの上、提出する
- 32) 動力盤・計装盤 (1 式)
- ・目視による点検
 - ・端子台など取付状態の確認
 - ・表示器などの表示異常確認
 - ・スイッチ類、コントローラー等の異常の有無
- 33) 可搬式汚泥ポンプ (1 台)
- ・動作異常の有無

共通事項

- ・点検時に清掃 (ポンプについては、ケーシング内部含む) を行う。
- ・オイル等の消耗部品は点検時に交換を行う。オイル交換が管理項目に明示されていない機器についても、点検時に必要と判断した場合は交換を実施する。
- ・ベルトは点検時に交換を行う。損傷等が無く、交換の必要が無いものについては、予備品として各機器 1 本以上を納入する。
- ・紫外線消毒装置の紫外線ランプは点検時に交換を行う。委託者の指示等により交換を行わない場合は、予備品として納入する。
- ・各水質計測機器を校正する際は、受託者においてポータブル水質測定機器等を準備し、測定値に誤差が無いか確認を行う。

機器内訳

処理施設機械	34 台
計測機器	4 台
盤・監視装置	各 1 式

内訳	名称	メーカー名
処理施設機械	自動荒目スクリーン	コミニューターサービス(株)
	破砕機	コミニューターサービス(株)
	自動微細目スクリーン	コミニューターサービス(株)
	し渣脱水機	コミニューターサービス(株)
	流量調整ポンプ	新明和工業(株)
	水中攪拌装置	新明和工業(株)
	ばっ気攪拌装置	(株)日立プラントテクノロジー
	汚泥引抜ポンプ	(株)アンレット
	散水ポンプ	新明和工業(株)
	放流ポンプ	新明和工業(株)
	汚泥搔寄機	(株)大富製作所
	スカム・離脱液ポンプ	新明和工業(株)
	床排水ポンプ	(株)アンレット
	沈砂排出ポンプ用電動弁	(株)キッツ
	濃縮汚泥引抜きポンプ用電動弁	(株)キッツ
	返送汚泥電動弁	(株)栗本鉄工所
	余剰汚泥電動弁	(株)栗本鉄工所
	脱離液排出弁	(株)栗本鉄工所
	紫外線消毒装置入口空気作動弁	(株)キッツ
	ばっ気沈砂槽ブロワ	新明和工業(株)
	後ばっ気槽ブロワ	新明和工業(株)
	汚泥濃縮槽用ブロワ	新明和工業(株)
	汚泥貯留槽用ブロワ	新明和工業(株)
	鉄溶液注入ポンプ	(株)タクミナ
紫外線消毒装置	岩崎電気(株)	
サンプリングポンプ	新明和工業(株)	
計測機器	PH 計	(株)堀場アドバンスドテクノ
	DO 計	(株)堀場アドバンスドテクノ
	MLSS 計	(株)堀場アドバンスドテクノ
	T-N・T-P・UV 計	(株)島津製作所
盤・監視装置	監視装置	(株)川本
	動力盤・計装盤	扶桑建設工業(株)
処理施設機械	可搬式汚泥ポンプ	(株)アンレット

上水田・山田地区農業集落排水処理施設メンテナンス予定表

(計画) (設備機器)		委託契約期間												台数	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
自動荒目スクリーン	点検															○	1	
	交換																	グリース注油
破砕機	点検															○	1	
	交換															○		
自動微細目スクリーン	点検															○	2	
	交換																	グリース注油
し渣脱水機	点検															○	1	
	交換																	グリース注油
流量調整ポンプ	点検															○	2	
	交換															○		
水中攪拌装置	点検															○	1	
	交換															○		
ばっ気攪拌装置	点検															○	2	1室、2室各1台
	交換																	
汚泥引抜ポンプ	点検															○	2	予備は除く
	交換															○		
散水ポンプ	点検															○	1	
	交換															○		
汚泥掻寄機	点検															○	1	
	交換															○		
放流ポンプ	点検															○	2	
	交換															○		
スクラム・脱離液移送ポンプ	点検															○	2	
	交換															○		グリース注油
床排水ポンプ	点検															○	1	
	交換																	グリース注油
沈砂排出ポンプ用電動弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
濃縮汚泥引抜きポンプ用電動弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
返送汚泥電動弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
余剰汚泥電動弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
脱離液排出弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
紫外線消毒装置入口空気動作弁	点検															○	1	
	交換																	必要に応じて、駆動部グリース注油
ばっ気沈砂槽フロウ	点検															○	1	サイレンサー清掃含む
	交換															○		
汚泥濃縮槽フロウ	点検															○	1	サイレンサー清掃含む
	交換															○		
後ばっ気槽フロウ	点検															○	1	サイレンサー清掃含む
	交換															○		
汚泥貯留槽フロウ	点検															○	1	サイレンサー清掃含む
	交換															○		
鉄溶液注入ポンプ	点検															○	2	
	調整															○		注入量確認
紫外線消毒装置	点検															○	1	
	交換															○		紫外線ランプ・Oリング・クリーニングブラシ等
サンプリングポンプ	点検															○	1	
	交換															○		
PH計	点検		○														1	検出器洗浄含む
	校正		○													○		
	交換		○													○		
DO計	点検		○														1	洗浄装置含む
	校正		○													○		
	交換															○		電極隔膜・電極内部液等
MLSS計	点検		○														1	検出器洗浄含む
	交換															○		
TN・TP・UV計	点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	
	試薬交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			廃液処理含む
	交換			○												○		半年、1年保守交換部品
動力・計装盤	点検															○	1式	
	交換																	
監視装置	点検															○	1式	
	交換																	
可搬式汚泥ポンプ	点検															○	1	作動確認
	交換																	必要に応じてオイル交換

実施時期は目安であり、協議の上、随時変更するものとする。

*UV計 1年1回水銀ランプ・受光素子を交換予定とするが、校正できなくなると交換時期の変更を行う。尚、ワイパ部品交換は、水銀ランプ交換と同時に行うが、ワイパの効力が無くなれば交換する。

*DO計 DO計電極の交換は5年1回の交換予定とするが、校正できなくなると交換時期を変更する。

*MLSS計 検出器の点検及び測定値の確認を行い、異常が見られた場合、校正を行う。また、校正ができなくなると交換時期の変更を行う。

*PH計 適宜、標準液の補充を行う。また、校正できなくなると測定素子の交換を行う。

*紫外線消毒装置 正常稼働の確認、ランプ清掃・交換時期の確認を行う。

*動力・計装盤 目視による点検とし、端子のゆるみや指示機、表示器などの点検をする。